令和７年第４回豊岡市議会（定例会）

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※　市長提出議案目録　※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

（令和７年５月30日開会）

議案番号	件　　名	頁	摘　要
報４	専決処分したものの承認を求めることについて	3	
（専５）	令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第１号）	5	
報５	令和６年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について	19	
報６	令和６年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて	25	
報７	令和６年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて	29	
42	物件購入契約の締結について	33	消防ポンプ自動車等
43	損害賠償の額を定めることについて	35	
44	物件購入契約の締結について	37	城崎分署竹野出張所高規格救急自動車
45	物件購入契約の締結について	39	中学校等生徒用端末購入
46	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	41	
47	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	47	
48	豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について	61	
49	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	71	
50	令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）	77	
51	令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	115	
52	令和７年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）	129	
追加予定	一般社団法人豊岡観光イノベーション第９期の決算及び第10期の事業計画に関する書類について		
〃	豊岡まちづくり株式会社第30期の決算及び第31期の事業計画に関する書類について		
〃	株式会社日高振興公社第31期の決算及び第32期の事業計画に関する書類について		
〃	株式会社シルク温泉やまびこ第21期の決算及び第22期の事業計画に関する書類について		
〃	豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について		
〃	副市長の選任につき同意を求めることについて		
〃	監査委員の選任につき同意を求めることについて		

報告第４号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第１号）

専決第５号

令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度豊岡市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,191,512千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年５月15日専決

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
17. 県　支　出　金		3,240,999	2,400	3,243,399
	2. 県　補　助　金	1,126,756	2,400	1,129,156
20. 繰　入　金		2,921,429	9,112	2,930,541
	2. 基　金　繰　入　金	2,884,932	9,112	2,894,044
歳　入　合　計		51,180,000	11,512	51,191,512

一般会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8. 土　木　費		5,479,474	10,180	5,489,654
	5. 都　市　計　画　費	2,923,530	6,980	2,930,510
	6. 住　宅　費	354,817	3,200	358,017
9. 消　防　費		2,072,292	1,332	2,073,624
	1. 消　防　費	2,072,292	1,332	2,073,624
歳　出　合　計		51,180,000	11,512	51,191,512

令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
17. 県　支　出　金	3,240,999	2,400	3,243,399
20. 繰　入　金	2,921,429	9,112	2,930,541
歳　入　合　計	51,180,000	11,512	51,191,512

一般会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
8. 土木費	5,479,474	10,180	5,489,654
9. 消防費	2,072,292	1,332	2,073,624
歳出合計	51,180,000	11,512	51,191,512

一般会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
2,400			7,780
			1,332
2,400	0	0	9,112

2. 歳　　入

(款) 17. 県支出金　　(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
7. 土木費県補助金	2,064	2,400	4,464
計	1,126,756	2,400	1,129,156

(款) 20. 繰入金　　(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,593,235	9,112	1,602,347
計	2,884,932	9,112	2,894,044

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
5. 住 宅 費 補 助 金	2,400	老朽危険空家対策事業費補助金　2,400

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 財政調整基金繰入金	9,112	財政調整基金繰入金　9,112

3. 歳　　出

（款）8. 土木費　　（項）5. 都市計画費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	141,923	6,980	148,903				6,980
計	2,923,530	6,980	2,930,510				6,980

（款）8. 土木費　　（項）6. 住宅費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	354,817	3,200	358,017	2,400			800
計	354,817	3,200	358,017	2,400			800

（款）9. 消防費　　（項）1. 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,230,297	590	1,230,887				590
2. 非常備消防費	502,804	742	503,546				742
計	2,072,292	1,332	2,073,624				1,332

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	2,000	都市景観形成事業費　【都市整備課】 6,980 設置工事費 2,000 被災箇所フェンス 補助金 4,980 景観形成支援事業費 4,980
18. 負担金、補助及び交付金	4,980	

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	3,200	老朽危険空家対策事業費　【建築住宅課】 3,200 補助金 3,200 危険空家除却支援事業費 3,200

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	590	消防装備管理費　【消防本部】 590 消耗品費 290 修繕料 300
10. 需用費	742	非常備消防事業費　【危機管理課】 742 消耗品費 428 修繕料 314

報告第５号

令和６年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

令和6年度　豊岡市繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎管理費	44,200,000
		財産管理費	3,898,000
		行政情報化推進事業	5,408,000
		DX推進事業	853,000
		防犯対策事業	3,000,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯生活支援給付金支給事業	291,402,000
		身体障害者福祉事業	100,000,000
		地域生活支援事業	13,985,000
	2. 老人福祉費	民間老人福祉施設助成事業	22,534,000
	3. 児童福祉費	子育て世帯生活応援商品券支給事業	130,472,000
4. 衛生費	2. 清掃費	豊岡最終処分場管理費	3,784,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	基盤整備促進事業	125,527,000
		地籍調査事業	98,491,000
	2. 林業費	治山事業	38,350,000
		林道管理費	7,012,000
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業	1,500,000,000
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	36,300,000
	2. 道路橋りょう費	道路橋りょう総務費	200,000
		道路維持事業	47,747,000
		市単独事業	25,800,000
		藤井中森線道路改良事業	11,200,000
		雪害対策事業	20,284,000
		橋りょう長寿命化事業	332,888,000

(単位:円)

翌年度繰越額	左の財源内訳				
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
44,200,000	0	0	39,700,000	0	4,500,000
3,898,000	0	0	3,700,000	0	198,000
5,408,000	0	0	0	0	5,408,000
853,000	0	0	0	0	853,000
2,596,000	0	2,596,000	0	0	0
63,269,000	0	63,269,000	0	0	0
100,000,000	0	0	0	100,000,000	0
11,021,000	0	11,021,000	0	0	0
22,534,000	0	22,534,000	0	0	0
127,616,000	0	127,616,000	0	0	0
3,784,000	0	0	0	3,784,000	0
125,494,000	0	125,494,000	0	0	0
98,491,000	0	71,607,000	0	0	26,884,000
38,350,000	0	0	37,700,000	558,000	92,000
7,012,000	2,871,000	704,000	0	0	3,437,000
1,496,697,000	0	119,319,000	0	1,200,000,000	177,378,000
36,300,000	0	0	36,300,000	0	0
200,000	0	0	0	0	200,000
46,447,000	0	5,370,000	23,900,000	0	17,177,000
21,700,000	0	0	0	0	21,700,000
11,200,000	0	4,869,000	6,300,000	0	31,000
20,284,000	0	0	20,200,000	0	84,000
327,939,000	0	154,918,000	114,100,000	0	58,921,000

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	上野橋整備事業	42,400,000
		交通安全施設整備事業	1,100,000
		生活道路排水路整備事業	3,193,000
	3. 河川費	河川改良事業	9,490,000
		普通河川整備事業	36,293,000
	5. 都市計画費	中央公園整備事業	11,000,000
9. 消防費	1. 消防費	非常備消防事業	55,962,000
		防火水槽整備事業	16,000,000
		消火栓管理費	2,000,000
		災害対策費	14,303,000
10. 教育費	1. 教育総務費	小中一貫校整備事業	291,266,000
	2. 小学校費	学校施設整備事業	180,953,000
	6. 保健体育費	竹野海洋センター管理費	1,199,000
		豊岡市民グラウンド管理費	26,036,000
計			3,554,530,000

翌年度繰越額	左の財源内訳				
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
41,764,000	0	14,278,000	9,400,000	0	18,086,000
1,100,000	0	0	0	0	1,100,000
3,167,000	0	0	0	0	3,167,000
9,490,000	0	0	9,400,000	0	90,000
27,513,000	0	0	27,300,000	0	213,000
3,900,000	0	0	3,700,000	0	200,000
55,962,000	0	0	55,800,000	0	162,000
16,000,000	0	0	16,000,000	0	0
2,000,000	0	0	2,000,000	0	0
14,303,000	0	6,824,000	0	0	7,479,000
291,266,000	0	91,626,000	199,500,000	0	140,000
180,953,000	0	90,475,000	90,300,000	0	178,000
1,199,000	0	0	0	0	1,199,000
26,036,000	0	0	23,400,000	0	2,636,000
3,289,946,000	2,871,000	912,520,000	718,700,000	1,304,342,000	351,513,000

令和7年5月30日 提出

豊岡市長　門　間　雄　司

報告第６号

令和６年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第１項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第３項の規定により、報告する。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

令 和 6 年 度 豊 岡 市 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	工事負担金	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第 1 款	第 1 項											
資本的支出	建設改良費	配水施設整備事業	140,793,000	0	140,793,000	68,700,000	1,664,000	0	70,429,000	0	0	
		給配水管布設替等	114,257,000	0	114,257,000	66,800,000	1,664,000	0	45,793,000	0	0	
		施設整備	26,536,000	0	26,536,000	1,900,000	0	0	24,636,000	0	0	
		計	140,793,000	0	140,793,000	68,700,000	1,664,000	0	70,429,000	0	0	

報告第７号

令和６年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第１項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第３項の規定により、報告する。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

令　和　6　年　度　豊　岡　市　下　水　道　事　業　会　計　予　算　繰　越　計　算　書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	一般財源			
			円	円	円	円	円		円	円	円	
第 1 款	第 1 項											
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	985,187,000	242,100,000	743,087,000	347,300,000	395,558,414	0	228,586	0	0	
		豊岡市浄化センター長寿命化対策事業	15,950,000	0	15,950,000	9,200,000	6,714,400	0	35,600	0	0	
		城崎浄化センター長寿命化対策事業	417,010,000	166,300,000	250,710,000	113,400,000	137,285,500	0	24,500	0	0	
		日高中央浄化センター長寿命化対策事業	417,720,000	33,400,000	384,320,000	175,400,000	208,807,060	0	112,940	0	0	
		マンホールポンプ長寿命化対策事業	62,973,000	16,400,000	46,573,000	23,400,000	23,136,454	0	36,546	0	0	
		汚水管渠長寿命化対策事業	6,004,000	0	6,004,000	6,000,000	0	0	4,000	0	0	
		五荘大浜汚水調整池外整備事業	65,530,000	26,000,000	39,530,000	19,900,000	19,615,000	0	15,000	0	0	
		特定環境保全公共下水道事業	271,352,000	64,600,000	206,752,000	104,700,000	101,901,550	0	150,450	0	0	
		三方汚水調整池整備事業	51,540,000	26,900,000	24,640,000	12,400,000	12,219,600	0	20,400	0	0	
		但東西汚水調整池整備事業	22,193,000	8,800,000	13,393,000	6,700,000	6,671,500	0	21,500	0	0	
		寺坂汚水調整池整備事業	79,146,000	0	79,146,000	40,500,000	38,574,250	0	71,750	0	0	
		水石汚水調整池整備事業	118,473,000	28,900,000	89,573,000	45,100,000	44,436,200	0	36,800	0	0	
		計	1,256,539,000	306,700,000	949,839,000	452,000,000	497,459,964	0	379,036	0	0	

第42号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１	契約の目的	消防ポンプ自動車等の購入
２	契約の方法	制限付一般競争入札
３	契約の金額	56,650,000円 ＣＤ－Ｉ型消防ポンプ自動車２台（豊岡１台、日高１台） 小型動力ポンプ３台（日高３台）
４	契約の相手方	鳥取県鳥取市古海356番地１ 株式会社吉谷機械製作所 取締役社長　吉谷　勇一郎
（備考）	納入期限	令和８年３月31日
	主な仕様	消防ポンプ自動車：４ＷＤ、ポンプ性能Ａ２級 小型動力ポンプ：ポンプ性能Ｂ２級

第43号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

事　件　区　分	豊岡市健康管理システムリース契約解除に伴う解約金支払い
相　手　方　の 住　所　氏　名	[redacted]
損害賠償額	3,634,400円
事件の概要	豊岡市健康管理システムの標準準拠システムへの移行に伴い、リース契約中のシステム賃貸借契約を中途解約し、契約解除に伴う残リース期間の賃借料を解約金として支払うものである。 なお、この中途解約は、国が推進する標準準拠システム移行により発生するため、解約金は全額補助金を充当する。

第44号議案

物件購入契約の締結について

城崎分署竹野出張所に配備する高規格救急自動車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１	契約の目的	城崎分署竹野出張所高規格救急自動車購入事業
２	契約の方法	制限付一般競争入札
３	契約の金額	20,900,000円
４	契約の相手方	神戸市須磨区大池町３丁目１番１号 兵庫トヨタ自動車株式会社　特販営業所 特販営業所長　白根　浩司

（備考）　納入期限　令和８年３月27日
主な仕様　高規格救急自動車
燃　　料：ガソリン
駆動方式：４ＷＤ
乗車定員：７人
主な艤装：防振ベッド、ストレッチャー

第45号議案

物件購入契約の締結について

中学校及び義務教育学校で使用する生徒用端末の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１	契約の目的	中学校等生徒用端末購入
２	契約の方法	随意契約
３	契約の金額	119,405,000円
４	契約の相手方	兵庫県尼崎市下坂部3丁目4番30号 エクシオグループ(株)兵庫総合技術センタ内 日本電通株式会社　神戸支店 支店長　辻田　康秀

（備考）納入期限　令和８年１月30日
納入場所　豊岡市役所、中学校８校、義務教育学校１校
主な物品　中学校等生徒用端末　2,171台

第46号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げるため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第３項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第１項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第２号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第３号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

⑴　基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げること。（第２条、第21条関係）

⑵　国民健康保険税の減額措置に係る判定所得の基準額について、５割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、２割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げること。（第21条関係）

2　附則

⑴　この条例は、公布の日から施行すること。（附則第１項関係）

⑵　改正後の条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。（附則第２項関係）

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第２条　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）	（課税額） 第２条　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

の合算額とする。 ⑴　略 ⑵　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 ⑶　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　略 ２・３　略	の合算額とする。 ⑴　略 ⑵　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 ⑶　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　略 ２・３　略

第47号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の右に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の３中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の２第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第36条の３の３第１項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の

全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３項から第６項までの規定　令和８年１月１日

⑵　附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第７項から第９項までの規定　令和８年４月１日

⑶　第18条及び第18条の３の改正規定並びに次項の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

２　この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前項第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

３　新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

５　新条例第36条の３の２第１項の規定は、附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の豊岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

６　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

７　次項に定めるものを除き、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

８　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、豊岡市市税条例第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第16

条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　豊岡市市税条例第94条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第16条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

９　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

⑴　公示送達について、インターネットを利用する方法により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること。（第18条関係）

⑵　個人の市民税について、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて段階的に定められた特定親族特別控除額を控除すること。（第34条の２関係）

⑶　個人の市民税の申告書の提出を要しない者を定めるただし書の規定について、前年の合計所得金額が85万円を超える特定親族に係る特定親族特別控除を受けようとする者を除くこと。（第36条の２関係）

⑷　個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族の氏名を追加すること。（第36条の３の２、第36条の３の３関係）

⑸　加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、葉たばこを原料としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこにあっては0.35ｇをもって紙巻たばこの１本に、これ以外の加熱式たばこにあっては0.2ｇをもって紙巻たばこの１本に換算する等の特例を定めること。（附則第16条の２の２関係）

⑹　その他所要の規定の整理を行うこと。

2　附則

⑴　この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（附則第１項関係）

⑵　公示送達について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（附則第２項関係）

⑶　市民税について、特定親族特別控除の創設に伴う所要の経過措置を定めること。（附則第３項から第６項関係）

⑷　市たばこ税について、課税方法の見直しに伴う所要の経過措置を定めること。（附則第７項から第９項関係）

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
（納税証明事項） 第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除	（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除

額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する

額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する

純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～９　略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴・⑵　略

⑶　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名

⑷　略

２～６　略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるも

純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～９　略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴・⑵　略

⑶　扶養親族又は特定親族の氏名

⑷　略

２～６　略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるも

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴・⑵　略

⑶　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名

⑷　略

２～５　略

附　則

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴・⑵　略

⑶　扶養親族又は特定親族の氏名

⑷　略

２～５　略

附　則

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」とい

う。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの

	以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 ⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの ⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第48号議案

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

竹野地域の全域において、路線を定めず、利用者の予約に応じて区域内を運送する乗合交通を実施するため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例

豊岡市有償旅客運送条例（平成20年豊岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（運送の方法）

第２条　旅客運送の方法は、次に掲げる方法とする。

⑴　定時路線運送（運送時刻並びに路線の起点及び終点を定めて運送する方法をいう。以下同じ。）

⑵　予約型路線運送（あらかじめ定めた運送時刻及び路線の起点から終点までの区間のうち、利用者の予約があった運送時刻及び区間のみを運送する方法をいう。以下同じ。）

⑶　予約型区域運送（利用者の予約に応じて対象区域内を運送する方法をいう。以下同じ。）

第２条の次に次の１条を加える。

（運送の路線及び区域）

第２条の２　定時路線運送及び予約型路線運送の路線は、別表第１のとおりとする。

２　予約型区域運送の区域は、別表第２のとおりとする。ただし、別表第２に定める豊岡市街地区域内から乗車し、同区域内に降車する運送は行わない。

第５条第１項中「普通旅客運賃」を「定時路線運送及び予約型路線運送の普通旅客運賃」に改め、同項ただし書中「イナカーの部」を「定時路線運送の部」に、「チクタクの部」を「予約型路線運送の部」に改め、同条第２項第１号中「イナカーの部」を「定時路線運送の部」に改め、同項第２号中「チクタクの部」を「予約型路線運送の部」に改め、同条第６項中「第１項及び第２項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「第１項及び第２項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第１項及び第２項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　予約型区域運送の普通旅客運賃は、別表第３に定めるところによる。

第６条中「別表第２」を「別表第４」に改める。

第７条中「別表第３」を「別表第５」に改める。

第11条中「運転、整備等」を「運転、整備、予約受付等」に改める。

別表第１中「第２条」を「第２条の２」に改め、同表イナカーの部中「イナカー」

を「定時路線運送」に改め、同部田久日線の項及び奥須井線の項を削り、同表チクタクの部中「チクタク」を「予約型路線運送」に改める。

別表第３を別表第５とし、別表第２を別表第４とし、別表第１の次に次の２表を加える。

別表第２（第２条の２関係）

区域名	大字名等
竹野区域	竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井、竹野町奥須井及び香美町香住区相谷
中竹野区域	竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷及び竹野町須谷
竹野南区域	竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本及び竹野町坊岡
豊岡市街地区域	加広町及び宮島のうち市長が指定する場所並びに豊岡駅

別表第３（第５条関係）

区分		降車場所			
		竹野区域	中竹野区域	竹野南区域	豊岡市街地区域
乗車場所	竹野区域	300円	300円	500円	1,000円
	中竹野区域	300円	300円	500円	1,000円
	竹野南区域	500円	500円	300円	1,000円
	豊岡市街地区域	1,000円	1,000円	1,000円	―

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

⑴　旅客運送の方法は、定時路線運送、予約型路線運送及び予約型区域運送とすること。（第２条関係）

⑵　新たに実施する予約型区域運送の区域を定めること。（第２条の２、別表第２関係）

⑶　予約型区域運送の普通旅客運賃を定めること。（第５条、別表第３関係）

⑷　市が委託することができる業務に、旅客運送に係る予約受付業務を加えること。（第11条関係）

⑸　イナカーの路線のうち、田久日線及び奥須井線を廃止すること。（別表第１関係）

⑹　その他所要の規定の整理を行うこと。

2　附則

この条例は、令和７年10月１日から施行すること。ただし、第11条の改正規定は、令和７年７月１日から施行すること。

豊岡市有償旅客運送条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（運送の路線） 第２条　旅客運送の路線は、別表第１のとおりとする。	（運送の方法） 第２条　旅客運送の方法は、次に掲げる方法とする。 ⑴　定時路線運送（運送時刻並びに路線の起点及び終点を定めて運送する方法をいう。以下同じ。） ⑵　予約型路線運送（あらかじめ定めた運送時刻及び路線の起点から終点までの区間のうち、利用者の予約があった運送時刻及び区間のみを運送する方法をいう。以下同じ。） ⑶　予約型区域運送（利用者の予約に応じて対象区域内を運送する方法をいう。以下同じ。） （運送の路線及び区域） 第２条の２　定時路線運送及び予約型路線運送の路線は、別表第１のとおりとする。 ２　予約型区域運送の区域は、別表第２のとおりとする。ただし、別表第２に定める豊岡市街地区域内から乗車し、同区域内に降車する運送は行わない。
（普通旅客運賃） 第５条　普通旅客運賃（旅客運送を片道１回利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、最初の2.5キロメートル未満を100円とし、以後2.5キロメートルごとに100円を加算した額とする。ただし、別表第１イナカーの部に掲げる路線にあっては400円、同表チクタクの部に掲げる路線にあっては200円	（普通旅客運賃） 第５条　定時路線運送及び予約型路線運送の普通旅客運賃（旅客運送を片道１回利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、最初の2.5キロメートル未満を100円とし、以後2.5キロメートルごとに100円を加算した額とする。ただし、別表第１定時路線運送の部に掲げる路線にあっては400円、同表予約型路線運送の部に掲げる路線にあっては200円

を限度とする。

2　前項本文の規定にかかわらず、道路運送法第３条第１号イの事業を行う者（以下「民間バス事業者」という。）の運送の路線と重複する区間内で乗降する場合の普通旅客運賃は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　別表第１イナカーの部　に掲げる路線　規則で定める額

⑵　別表第１チクタクの部　に掲げる路線　最初の2.5キロメートル未満を150円とし、以後１キロメートルごとに50円を加算した額

3　小学生以下の者の普通旅客運賃は、前２項の規定により算定した額の半額とする。ただし、小学校就学前の者で小学生以上の者が引率するものの普通旅客運賃は、３人以内は無料とする。

4　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳を所持し、提示する者及びその介護人(昭和57年１月６日社更第４号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」に定める第１種身体障害者の介護人をいう。)の普通旅客運賃は、第１項及び第２項　の規定により算定した額の半額とする。

5　昭和49年２月27日障福第749号兵庫県民生部長通知「療育手帳制度の実施について」による兵庫県療育手帳制度要綱に定める療育手帳を所持し、提示する者の普通旅客運賃は、第１項及び第２項　の規定により算定した額の半額とする。

6　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健福祉手帳を所持し、提示する者の普通旅客運

を限度とする。

2　前項本文の規定にかかわらず、道路運送法第３条第１号イの事業を行う者（以下「民間バス事業者」という。）の運送の路線と重複する区間内で乗降する場合の普通旅客運賃は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　別表第１定時路線運送の部に掲げる路線　規則で定める額

⑵　別表第１予約型路線運送の部に掲げる路線　最初の2.5キロメートル未満を150円とし、以後１キロメートルごとに50円を加算した額

3　予約型区域運送の普通旅客運賃は、別表第３に定めるところによる。

4　小学生以下の者の普通旅客運賃は、前３項の規定により算定した額の半額とする。ただし、小学校就学前の者で小学生以上の者が引率するものの普通旅客運賃は、３人以内は無料とする。

5　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳を所持し、提示する者及びその介護人(昭和57年１月６日社更第４号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」に定める第１種身体障害者の介護人をいう。)の普通旅客運賃は、第１項から第３項までの規定により算定した額の半額とする。

6　昭和49年２月27日障福第749号兵庫県民生部長通知「療育手帳制度の実施について」による兵庫県療育手帳制度要綱に定める療育手帳を所持し、提示する者の普通旅客運賃は、第１項から第３項までの規定により算定した額の半額とする。

7　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健福祉手帳を所持し、提示する者の普通旅客運

賃は、第１項及び第２項　　の規定により算定した額の半額とする。

（回数旅客運賃）

第６条　回数旅客運賃（回数券により、旅客運送を同一の使用料区間内で不定の区間を多数回利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、回数券の種類に応じ、別表第２のとおりとする。

（定期旅客運賃）

第７条　定期旅客運賃（定期券により、旅客運送を同一区間で不定回数利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、定期券の種類と期間に応じ、別表第３のとおりとする。

（運転業務等の委託）

第11条　旅客運送に係る運転、整備等　　の業務については、委託することができる。

別表第１（第２条　　、第５条関係）

区分	路線	起点	終点
イナカー	気比三原線	略	略
	田久日線	竹野駅	田久日
	奥須井線	竹野駅	相谷
	金谷線 ～ 河野辺線	略	略
チクタク	略	略	略

賃は、第１項から第３項までの規定により算定した額の半額とする。

（回数旅客運賃）

第６条　回数旅客運賃（回数券により、旅客運送を同一の使用料区間内で不定の区間を多数回利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、回数券の種類に応じ、別表第４のとおりとする。

（定期旅客運賃）

第７条　定期旅客運賃（定期券により、旅客運送を同一区間で不定回数利用する場合の使用料をいう。以下同じ。）は、定期券の種類と期間に応じ、別表第５のとおりとする。

（運転業務等の委託）

第11条　旅客運送に係る運転、整備、予約受付等の業務については、委託することができる。

別表第１（第２条の２、第５条関係）

区分	路線	起点	終点
定時路線運送	気比三原線	略	略
	金谷線 ～ 河野辺線	略	略
予約型路線運送	略	略	略

別表第２（第２条の２関係）

区域名	大字名等
竹野区域	竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、

別表第２（第６条関係）

略

別表第３（第７条関係）

	竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井、竹野町奥須井及び香美町香住区相谷
中竹野区域	竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷及び竹野町須谷
竹野南区域	竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本及び竹野町坊岡
豊岡市街地区域	加広町及び宮島のうち市長が指定する場所並びに豊岡駅

別表第３（第５条関係）

区分		降車場所			
		竹野区域	中竹野区域	竹野南区域	豊岡市街地区域
乗車場所	竹野区域	300円	300円	500円	1,000円
	中竹野区域	300円	300円	500円	1,000円
	竹野南区域	500円	500円	300円	1,000円
	豊岡市街地区域	1,000円	1,000円	1,000円	―

別表第４（第６条関係）

略

別表第５（第７条関係）

略	略

第49号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

竹野学園及び竹野放課後児童クラブの位置の変更等に係る規定の施行期日を令和８年１月１日まで延期するため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例（令和６年豊岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第１項ただし書中「令和７年９月１日」を「令和８年１月１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

竹野学園及び竹野放課後児童クラブの位置の変更に係る規定並びに屋外運動場照明施設を使用する場合に使用料を加算する学校施設から竹野学園を削除する規定の施行期日について、令和７年９月１日を令和８年１月１日に改めること。（附則第１項関係）

2　附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定並びに附則第２項中別表第１の改正規定は、令和７年９月１日から施行する。	附　則 （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定並びに附則第２項中別表第１の改正規定は、令和８年１月１日から施行する。

第50号議案

令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）

令和７年度豊岡市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,374,365千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15. 使用料及び手数料		710,416	1,749	712,165
	1.使　用　料	524,027	1,749	525,776
16. 国庫支出金		6,201,898	18,469	6,220,367
	2.国庫補助金	2,717,984	18,469	2,736,453
17. 県支出金		3,243,399	19,312	3,262,711
	2.県補助金	1,129,156	19,240	1,148,396
	3.委託金	290,700	72	290,772
18. 財産収入		125,764	22,500	148,264
	2.財産売払収入	61,803	22,500	84,303
19. 寄附金		1,544,200	280	1,544,480
	1.寄附金	1,544,200	280	1,544,480
20. 繰入金		2,930,541	27,974	2,958,515
	2.基金繰入金	2,894,044	27,974	2,922,018
22. 諸収入		2,037,738	8,269	2,046,007
	4.受託事業収入	19,504	△331	19,173
	5.雑入	1,468,549	8,600	1,477,149
23. 市債		4,097,400	84,300	4,181,700
	1.市債	4,097,400	84,300	4,181,700
歳入合計		51,191,512	182,853	51,374,365

一般会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 総務費		8,819,072	59,778	8,878,850
	1. 総務管理費	7,772,773	52,353	7,825,126
	3. 戸籍住民基本台帳費	290,379	7,425	297,804
3. 民生費		15,174,816	31,996	15,206,812
	1. 社会福祉費	4,941,242	5,237	4,946,479
	2. 老人福祉費	3,536,361	22,961	3,559,322
	3. 児童福祉費	5,774,864	1,224	5,776,088
	4. 生活保護費	922,349	2,574	924,923
4. 衛生費		5,525,995	3,764	5,529,759
	1. 保健衛生費	4,799,660	3,764	4,803,424
7. 商工費		1,553,413	47,450	1,600,863
	1. 商工費	1,553,413	47,450	1,600,863
8. 土木費		5,489,654	30,644	5,520,298
	2. 道路橋りょう費	1,627,939	30,644	1,658,583
9. 消防費		2,073,624	2,300	2,075,924
	1. 消防費	2,073,624	2,300	2,075,924
10. 教育費		5,272,427	6,921	5,279,348
	1. 教育総務費	1,725,364	6,641	1,732,005
	3. 中学校費	425,951	280	426,231
歳出合計		51,191,512	182,853	51,374,365

第２表　債務負担行為補正

追　加　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
有償旅客運送運行管理業務（令和７年度追加分）	令和８年度	118
通学バス運行管理業務（令和７年度追加分）	令和８年度	13,135
学校給食配送車両購入	令和８年度	36,261
計		49,514

第３表　地方債補正

追　加　　（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
バス交通対策事業費 〔予約型乗合交通車両〕	4,100 〔4,100〕	当初予算記載のとおり	当初予算記載のとおり	当初予算記載のとおり
計	4,100			

変　更　　（単位 千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
観光施設整備事業費	414,600	454,400
〔城崎温泉交流センター〕	〔175,900〕	〔215,700〕
道路整備事業費	104,200	127,400
〔上山二見線〕	〔9,500〕	〔20,000〕
〔高龍寺本線〕	〔5,700〕	〔18,400〕
消防防災施設整備事業費	252,400	259,000
〔出石分署〕	〔30,200〕	〔36,800〕
公立中学校整備事業費	223,500	234,100
〔情報通信機器〕	〔0〕	〔10,600〕
計	4,097,400	4,177,600

令和７年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15. 使用料及び手数料	710,416	1,749	712,165
16. 国庫支出金	6,201,898	18,469	6,220,367
17. 県支出金	3,243,399	19,312	3,262,711
18. 財産収入	125,764	22,500	148,264
19. 寄附金	1,544,200	280	1,544,480
20. 繰入金	2,930,541	27,974	2,958,515
22. 諸収入	2,037,738	8,269	2,046,007
23. 市債	4,097,400	84,300	4,181,700
歳入合計	51,191,512	182,853	51,374,365

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	8,819,072	59,778	8,878,850
3. 民生費	15,174,816	31,996	15,206,812
4. 衛生費	5,525,995	3,764	5,529,759
7. 商工費	1,553,413	47,450	1,600,863
8. 土木費	5,489,654	30,644	5,520,298
9. 消防費	2,073,624	2,300	2,075,924
10. 教育費	5,272,427	6,921	5,279,348
歳出合計	51,191,512	182,853	51,374,365

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
13,312	4,100	28,918	13,448
21,391			10,605
428			3,336
3,433	39,800	3,600	617
△855	23,200		8,299
	6,600		△4,300
72	10,600	2,065	△5,816
37,781	84,300	34,583	26,189

2. 歳　　入

(款) 15. 使用料及び手数料　　(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	41,707	1,749	43,456
計	524,027	1,749	525,776

(款) 16. 国庫支出金　　(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	112,322	10,079	122,401
2. 民生費国庫補助金	1,288,069	2,579	1,290,648
5. 商工費国庫補助金	0	6,666	6,666
6. 土木費国庫補助金	450,825	△855	449,970
計	2,717,984	18,469	2,736,453

(款) 17. 県支出金　　(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	405,698	18,812	424,510
3. 衛生費県補助金	15,240	428	15,668
計	1,129,156	19,240	1,148,396

(款) 17. 県支出金　　(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
7. 教育費委託金	7,799	72	7,871
計	290,700	72	290,772

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理使用料	1,749	有償旅客運送使用料　1,749

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	10,079	地域公共交通確保維持改善事業費補助金　15,672 文化芸術振興費補助金　△5,593
1. 社会福祉費補助金	1,292	障害者総合支援事業費補助金　1,292
4. 生活保護費補助金	1,287	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　1,287
1. 商工費補助金	6,666	地域経済循環創造事業交付金　6,666
1. 道路橋りょう費補助金	△855	社会資本整備総合交付金　3,570 道路改良事業費　3,570 防災・安全交付金　△4,425 雪害対策事業費　△4,425

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
2. 老人福祉費補助金	18,812	地域介護拠点整備費補助金　16,600 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金　2,212
1. 保健衛生費補助金	428	予防接種健康被害処理事業費補助金　428

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
1. 教育総務費委託金	72	授業改善促進事業委託金　72

(款) 18. 財産収入　　(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	56,741	22,500	79,241
計	61,803	22,500	84,303

(款) 19. 寄附金　　(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費寄附金	0	280	280
計	1,544,200	280	1,544,480

(款) 20. 繰入金　　(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,602,347	26,189	1,628,536
13. 地域振興基金繰入金	848,129	1,785	849,914
計	2,894,044	27,974	2,922,018

(款) 22. 諸収入　　(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費受託事業収入	689	△331	358
計	19,504	△331	19,173

(款) 22. 諸収入　　(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,468,001	8,600	1,476,601

一般会計

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 土地売払収入	22,500	土地売払収入　22,500

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 教育総務費寄附金	280	教育総務費寄附金　280

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 財政調整基金繰入金	26,189	財政調整基金繰入金　26,189
1. 地域振興基金繰入金	1,785	地域振興基金繰入金　1,785

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 総務管理費受託事業収入	△331	有償旅客運送事業受託収入　△331

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
3. 雑入	8,600	補助金・交付金　8,000 コミュニティ助成事業助成金　5,000 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金　3,000 精算金　600

(款) 22. 諸収入　　(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	1,468,549	8,600	1,477,149

(款) 23. 市債　　(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	674,600	4,100	678,700
7. 商工債	487,800	39,800	527,600
8. 土木債	821,900	23,200	845,100
9. 消防債	388,000	6,600	394,600
10. 教育債	1,004,300	10,600	1,014,900
計	4,097,400	84,300	4,181,700

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
（雑　　入）		玄武洞公園特別イベントチケット収入精算金　600

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 総務管理債	4,100	バス交通対策事業債　4,100 予約型乗合交通車両　4,100
1. 商　工　債	39,800	観光施設整備事業債　39,800 城崎温泉交流センター　39,800
2. 道路橋りょう債	23,200	道路整備事業債　23,200 上山二見線　10,500 高龍寺本線　12,700
1. 消　防　債	6,600	消防防災施設整備事業債　6,600 出石分署　6,600
3. 中学校債	10,600	公立中学校整備事業債　10,600 情報通信機器　10,600

3. 歳　　出

（款）2. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 財産管理費	1,810,901	23,235	1,834,136			22,500	735
8. 公共交通対策費	471,725	22,940	494,665	15,672	4,100	1,418	1,750
11. 情報管理費	354,932	2,630	357,562				2,630
32. 地域コミュニティ推進費	547,040	5,000	552,040			5,000	
34. 地方創生推進事業費	600,455	△1,452	599,003	△2,360			908
計	7,772,773	52,353	7,825,126	13,312	4,100	28,918	6,023

（款）2. 総務費　　（項）3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	290,379	7,425	297,804				7,425

（単位　千円）

節 区分	節 金額	説明	
11. 役務費	735	基金管理費　【資産活用課】	22,500
		公共施設整備基金積立金	22,500
24. 積立金	22,500	財産管理費　【資産活用課】	735
		手数料	735
10. 需用費	1,996	バス交通対策事業費　【都市整備課】	22,940
		消耗品費	500
11. 役務費	1,037	燃料費	1,496
		通信運搬費	32
12. 委託料	13,978	手数料	705
		自動車損害保険料	300
13. 使用料及び賃借料	1,527	業務委託料	13,978
		バス運行管理業務	
17. 備品購入費	4,402	ＯＡ機器借上料	1,527
		事業用備品	4,402
13. 使用料及び賃借料	1,980	行政情報化推進事業費　【ＤＸ・行財政改革推進課】	1,980
		クラウド使用料	1,980
18. 負担金、補助及び交付金	650	ＤＸ推進事業費　【ＤＸ・行財政改革推進課】	650
		負担金	650
		企業人派遣	650
18. 負担金、補助及び交付金	5,000	地域コミュニティ推進事業費　【地域づくり課】	5,000
		補助金	5,000
		コミュニティ助成事業助成金	5,000
7. 報償費	△300	文化観光推進事業費　【観光政策課】	△1,452
		報償金	△300
11. 役務費	△800	手数料	△800
		業務委託料	558
12. 委託料	558	玄武洞公園ライトアップ業務	
		玄武洞公園運営管理業務	
13. 使用料及び賃借料	100	音響進行管理業務	
		広報業務	
17. 備品購入費	△1,010	自動車借上料	100
		事業用備品	△1,010

（単位　千円）

節 区分	節 金額	説明	
12. 委託料	7,425	戸籍住民基本台帳事務費　【窓口サービス課】	7,425
		業務委託料	7,425
		街区表示板更新業務	

（款）2. 総務費　　（項）3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	290,379	7,425	297,804				7,425

（款）3. 民生費　　（項）1. 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,520,141	2,585	1,522,726	1,292			1,293
11. 健康福祉施設管理費	106,777	2,652	109,429				2,652
計	4,941,242	5,237	4,946,479	1,292			3,945

（款）3. 民生費　　（項）2. 老人福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,189,142	1,936	3,191,078				1,936
2. 老人福祉事業費	119,548	4,425	123,973	2,212			2,213
9. 老人福祉施設整備費	48,501	16,600	65,101	16,600			
計	3,536,361	22,961	3,559,322	18,812			4,149

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
12. 委　託　料	2,585	福祉事務所費　【社会福祉課】　2,585 業務委託料　2,585 福祉総合システム改修業務
22. 償還金、利子及び割引料	2,652	豊岡健康福祉センター管理費　【社会福祉課】　2,652 還付金　2,164 使用料等過誤納還付金　2,164 還付加算金　133 還付加算金　133 返還金　355 返還金　355

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
27. 繰　出　金	1,936	介護保険事業特別会計繰出金　【高年介護課】　1,936 介護保険事業特別会計繰出金　1,936
18. 負担金、補助及び交付金	4,425	老人福祉事業費　【高年介護課】　4,425 補助金　4,425 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費　4,425
18. 負担金、補助及び交付金	16,600	民間老人福祉施設助成事業費　【高年介護課】　16,600 補助金　16,600 地域介護拠点整備費　16,600

（款）3. 民生費　　（項）3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	2,192,555	1,224	2,193,779				1,224
計	5,774,864	1,224	5,776,088				1,224

（款）3. 民生費　　（項）4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	64,042	2,574	66,616	1,287			1,287
計	922,349	2,574	924,923	1,287			1,287

（款）4. 衛生費　　（項）1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	773,566	2,786	776,352				2,786
3. 予防費	286,343	428	286,771	428			
9. 診療所費	106,115	550	106,665				550
計	4,799,660	3,764	4,803,424	428			3,336

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
14. 工　事　請　負　費	1,224	こども支援センター運営事業費　【こども支援課】　1,224 整備工事費　1,224 空調設備

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12. 委　　託　　料	2,574	生活保護適正実施推進事業費　【社会福祉課】　2,574 業務委託料　2,574 生活保護システム改修業務

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
18. 負担金、補助及び交付金	2,786	保健センター運営費　【健康増進課】　2,786 負担金　2,786 救急安心センター運営費　2,786
21. 補償、補填及び賠償金	428	予防接種事業費　【健康増進課】　428 補償金　428 予防接種健康被害救済給付金　428
27. 繰　　出　　金	550	診療所事業特別会計繰出金　【健康増進課】　550 診療所事業特別会計繰出金　550

（款）7．商工費　　（項）1．商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2．商工振興費	638,658	10,000	648,658	6,666		3,000	334
5．観光費	165,923	△2,350	163,573	△3,233		600	283
9．観光施設管理費	533,092	39,800	572,892		39,800		
計	1,553,413	47,450	1,600,863	3,433	39,800	3,600	617

（款）8．土木費　　（項）2．道路橋りょう費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3．道路新設改良費	182,570	26,800	209,370	3,570	23,200		30
4．雪害対策費	534,559	3,844	538,403	△4,425			8,269
計	1,627,939	30,644	1,658,583	△855	23,200		8,299

（款）9．消防費　　（項）1．消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3．消防施設費	193,824	0	193,824		6,600		△6,600
4．水防費	1,722	2,300	4,022				2,300
計	2,073,624	2,300	2,075,924		6,600		△4,300

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
18. 負担金、補助及び交付金	10,000	商工振興事業費　【但東地域振興課】　10,000 補助金　10,000 地域経済循環創造事業費　10,000
12. 委託料	△2,350	観光事業費　【観光政策課】　△2,350 業務委託料　△2,350 玄武洞公園特別公演業務
14. 工事請負費	39,800	城崎観光施設管理費　【城崎地域振興課】　39,800 解体工事費　39,800 城崎温泉交流センター

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
12. 委託料	18,000	高龍寺本線道路改良事業費　【建設課】　26,800 投資委託料　18,000 測量等 整備工事費　8,800 高龍寺本線
14. 工事請負費	8,800	
10. 需用費	3,844	雪害対策事業費　【建設課】　3,844 修繕料　3,844

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
		財源更正
14. 工事請負費	2,300	水防事業費　【出石地域振興課】　2,300 解体工事費　2,300 水防倉庫

（款）10. 教育費　　（項）1. 教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 教育研修センター費	32,056	72	32,128	72			
5. 学校振興費	1,142,080	6,569	1,148,649			1,785	4,784
計	1,725,364	6,641	1,732,005	72		1,785	4,784

（款）10. 教育費　　（項）3. 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	350,147	280	350,427		10,600	280	△10,600
計	425,951	280	426,231		10,600	280	△10,600

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
7. 報償費	25	教育研修センター管理費　【学校教育課】 72 報償金 25 費用弁償 14 消耗品費 33
8. 旅費	14	
10. 需用費	33	
12. 委託料	3,849	学校振興事業費　【学校教育課】 2,720 自動車借上料 1,320 補助金 1,400 フリースクール運営支援事業費 1,400 スクールバス運行管理費　【学校教育課】 3,849 業務委託料 3,849 通学バス運行管理業務
13. 使用料及び賃借料	1,320	
18. 負担金、補助及び交付金	1,400	

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
17. 備品購入費	280	学校運営事業費　【学校教育課】 280 クラブ活動備品 280

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額		
		補正前の額	補正額	補正後の額
1．普通債	25,579,825	24,569,883	△ 718,700	23,851,183
（1）総務	3,528,493	3,272,466	△ 43,400	3,229,066
（4）農林水産	1,182,761	1,368,870	△ 37,700	1,331,170
（5）商工	982,876	858,236		858,236
（6）土木	7,019,380	7,245,232	△ 250,600	6,994,632
（7）消防	2,602,636	2,162,518	△ 73,800	2,088,718
（8）教育	6,036,183	6,036,023	△ 313,200	5,722,823
合計	39,069,891	36,740,682	△ 718,700	36,021,982

（単位 千円）

当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補正額	補正後の額		補正前の額	補正額	補正後の額
4,017,700	803,000	4,820,700	3,685,893	24,901,690	84,300	24,985,990
674,600	50,600	725,200	551,833	3,395,233	7,200	3,402,433
173,000	37,700	210,700	102,229	1,439,641		1,439,641
487,800	39,800	527,600	207,069	1,138,967	39,800	1,178,767
821,900	273,800	1,095,700	732,089	7,335,043	23,200	7,358,243
388,000	77,300	465,300	483,963	2,066,555	3,500	2,070,055
1,004,300	323,800	1,328,100	950,902	6,089,421	10,600	6,100,021
4,097,400	803,000	4,900,400	5,111,327	35,726,755	84,300	35,811,055

歳入補正予算総括表

款	名称	補正前の額	補正額	計
15	使用料及び手数料	710,416	1,749	712,165
16	国庫支出金	6,201,898	18,469	6,220,367
17	県支出金	3,243,399	19,312	3,262,711
18	財産収入	125,764	22,500	148,264
19	寄附金	1,544,200	280	1,544,480
20	繰入金	2,930,541	27,974	2,958,515
22	諸収入	2,037,738	8,269	2,046,007
23	市債	4,097,400	84,300	4,181,700
歳入合計		51,191,512	182,853	51,374,365

（単位 千円）

主 な 内 容			
有償旅客運送	1,749		
地域公共交通確保維持改善事業費	15,672	文化芸術振興費	△ 5,593
障害者総合支援事業費	1,292	生活困窮者就労準備支援事業費	1,287
地域経済循環創造事業交付金	6,666	社会資本整備総合交付金	3,570
防災・安全交付金	△ 4,425		
地域介護拠点整備費	16,600	定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費	2,212
予防接種健康被害処理事業費	428	授業改善促進事業委託金	72
土地売払収入	22,500		
教育総務費寄附金	280		
財政調整基金	26,189	地域振興基金	1,785
有償旅客運送事業受託収入	△ 331	補助金・交付金	8,000
精算金	600		
バス交通対策事業債	4,100	観光施設整備事業債	39,800
道路整備事業債	23,200	消防防災施設整備事業債	6,600
公立中学校整備事業債	10,600		

歳出補正予算総括表

款	名称	補正前の額	補正額	計
2	総務費	8,819,072	59,778	8,878,850
3	民生費	15,174,816	31,996	15,206,812
4	衛生費	5,525,995	3,764	5,529,759
7	商工費	1,553,413	47,450	1,600,863
8	土木費	5,489,654	30,644	5,520,298
9	消防費	2,073,624	2,300	2,075,924
10	教育費	5,272,427	6,921	5,279,348
歳出合計		51,191,512	182,853	51,374,365

（単位 千円）

主 な 内 容			
基金管理費	22,500	財産管理費	735
バス交通対策事業費	22,940	行政情報化推進事業費	1,980
ＤＸ推進事業費	650	地域コミュニティ推進事業費	5,000
文化観光推進事業費	△ 1,452	戸籍住民基本台帳事務費	7,425
福祉事務所費	2,585	豊岡健康福祉センター管理費	2,652
介護保険事業特別会計繰出金	1,936	老人福祉事業費	4,425
民間老人福祉施設助成事業費	16,600	こども支援センター運営事業費	1,224
生活保護適正実施推進事業費	2,574		
保健センター運営費	2,786	予防接種事業費	428
診療所事業特別会計繰出金	550		
商工振興事業費	10,000	観光事業費	△ 2,350
城崎観光施設管理費	39,800		
高龍寺本線道路改良事業費	26,800	雪害対策事業費	3,844
水防事業費	2,300		
教育研修センター管理費	72	学校振興事業費	2,720
スクールバス運行管理費	3,849	学校運営事業費	280

歳出節別補正予算

（単位 千円）

番号	節別	補正前の額	補正額	計
7	報償費	195,443	△ 275	195,168
8	旅費	63,729	14	63,743
10	需用費	1,734,995	5,873	1,740,868
11	役務費	520,067	972	521,039
12	委託料	5,100,833	46,619	5,147,452
13	使用料及び賃借料	464,128	4,927	469,055
14	工事請負費	4,695,701	52,124	4,747,825
17	備品購入費	388,085	3,672	391,757
18	負担金、補助及び交付金	10,823,276	40,861	10,864,137
21	補償、補填及び賠償金	6,540	428	6,968
22	償還金、利子及び割引料	5,336,774	2,652	5,339,426
24	積立金	1,225,718	22,500	1,248,218
27	繰出金	2,941,488	2,486	2,943,974
歳出合計		51,191,512	182,853	51,374,365

歳出性質別補正予算

（単位 千円）

番号	性質別	補正前の額	補正額	計
2	物件費	7,332,897	35,531	7,368,428
3	維持補修費	126,566	3,844	130,410
5	補助費等	10,161,841	27,366	10,189,207
6	普通建設事業費	6,004,814	91,126	6,095,940
(1)	補助事業費	2,316,617	26,800	2,343,417
(2)	単独事業費	3,688,197	64,326	3,752,523
10	積立金	1,225,718	22,500	1,248,218
13	繰出金	2,941,488	2,486	2,943,974
歳出合計		51,191,512	182,853	51,374,365

一般会計投資的経費一覧

＜普通建設事業＞　　（単位 千円）

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	バス交通対策事業	4,402		4,100		302
小計		4,402	0	4,100	0	302
民生費	民間老人福祉施設助成事業費	16,600	16,600			0
	こども支援センター運営事業費	1,224				1,224
小計		17,824	16,600	0	0	1,224
商工費	城崎観光施設管理費	39,800		39,800		0
小計		39,800	0	39,800	0	0
土木費	上山二見線道路改良事業費	0	△ 10,500	10,500		0
	高龍寺本線道路改良事業費	26,800	14,070	12,700		30
小計		26,800	3,570	23,200	0	30
消防費	出石分署消防設備・施設整備事業費			6,600		△ 6,600
	水防事業費	2,300				2,300
小計		2,300	0	6,600	0	△ 4,300
合計		91,126	20,170	73,700	0	△ 2,744

一般会計地方債の内訳

（単位 千円）

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業債（充当率100%）	消防防災施設整備事業	出石分署消防設備・施設整備事業	3,500
小計			3,500
脱炭素化推進事業債（充当率90%）	消防防災施設整備事業	出石分署消防設備・施設整備事業	3,100
小計			3,100
デジタル活用推進事業債（充当率90％）	公立中学校整備事業	学習用タブレット端末（教職員用）更新事業	10,600
小計			10,600
過疎対策事業債（充当率100%）	バス交通対策事業	竹野地域交通再編事業（車両整備）	4,100
	観光施設整備事業	城崎温泉交流センター再整備事業	39,800
	道路整備事業	上山二見線道路改良事業	10,500
		高龍寺本線道路改良事業	12,700
小計			67,100
合計			84,300

第51号議案

令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)

令和７年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,152,250千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7. 繰　　入　　金		1,825,299	1,936	1,827,235
	1.一 般 会 計 繰 入 金	1,709,715	1,936	1,711,651
歳　　入　　合　　計		10,150,314	1,936	10,152,250

介護保険事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		362,340	1,936	364,276
	1.総　務　管　理　費	311,399	1,936	313,335
歳　出　合　計		10,150,314	1,936	10,152,250

令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
7. 繰　　入　　金	1,825,299	1,936	1,827,235
歳　入　合　計	10,150,314	1,936	10,152,250

介護保険事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	362,340	1,936	364,276
歳出合計	10,150,314	1,936	10,152,250

介護保険事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,936	
0	0	1,936	0

2. 歳　　入

(款) 7. 繰入金　　(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. その他一般会計繰入金	367,019	1,936	368,955
計	1,709,715	1,936	1,711,651

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 事務費繰入金	1,936	事務費繰入金　1,936

3. 歳　　出

（款）1. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	310,508	1,936	312,444			1,936	
計	311,399	1,936	313,335			1,936	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12. 委　　託　　料	1,936	一般管理費　【高年介護課】　1,936 業務委託料　1,936 介護保険システム更新業務

第52号議案

令和７年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,668千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年５月30日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 休日急病診療所収入		24,722	550	25,272
	7.繰　入　金	13,574	550	14,124
歳　入　合　計		294,118	550	294,668

診療所事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 休日急病診療所費		24,622	550	25,172
	2.医　業　費	6,385	550	6,935
歳　出　合　計		294,118	550	294,668

令和７年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
1. 休日急病診療所収入	24,722	550	25,272
歳　入　合　計	294,118	550	294,668

診療所事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	24,622	550	25,172
歳出合計	294,118	550	294,668

診療所事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			550
0	0	0	550

2. 歳　　入

（款）1. 休日急病診療所収入　　（項）7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	13,574	550	14,124
計	13,574	550	14,124

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 一般会計繰入金	550	一般会計繰入金　550

3. 歳　　出

（款）1. 休日急病診療所費　　（項）2. 医業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医　業　費	6,385	550	6,935				550
計	6,385	550	6,935				550

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
17. 備　品　購　入　費	550	医業費　【健康増進課】　550 医療用備品　550